## 実施方針の策定の見通しについて

令和元年7月23日 栃木市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「PFI法」という。)第15条第1項及びPFI法施行規則第2条の規定により、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を 策定する時期
栃木市新斎場整備運営事業	設計・建設期間(供用開始 準備期間含む):2年9ヵ月 運営期間:15年	PFI法に基づき、栃木市斎 場の整備、維持管理、運営を 行う事業	栃木県栃木市岩舟町三谷 地内	令和元年 10 月 (予定)